

明石市自治基本条例の検証について

1. 自治基本条例の概要

明石市自治基本条例（以下「条例」といいます。）は、市民、市議会、市長など明石の自治を担う全員で共有すべき基本的な事項を定めたまちづくりの指針となるルールです。

（1）条例の構成



（2）条例（第3章～第5章）に規定される制度一覧

| | |
|-------------------------|------------------------|
| ① 市民参画制度（第 12・13・15 条） | ⑩ 評価制度（第 29 条） |
| ② 住民投票制度（第 14 条） | ⑪ 行政改革制度（第 30 条） |
| ③ 協働のまちづくり制度（第 16～20 条） | ⑫ 組織制度（第 31 条） |
| ④ 広報制度（第 21 条） | ⑬ 行政手続制度（第 32 条） |
| ⑤ 情報公開制度（第 21 条） | ⑭ 広聴制度（第 33 条） |
| ⑥ 個人情報保護制度（第 22 条） | ⑮ 行政オンブズマン制度（第 34 条） |
| ⑦ 総合計画制度（第 26 条） | ⑯ 法令遵守及び公益通報制度（第 35 条） |
| ⑧ 財政運営制度（第 27 条） | ⑰ 危機管理制度（第 36 条） |
| ⑨ 政策法務制度（第 28 条） | ⑱ 行政連携制度（第 37 条） |

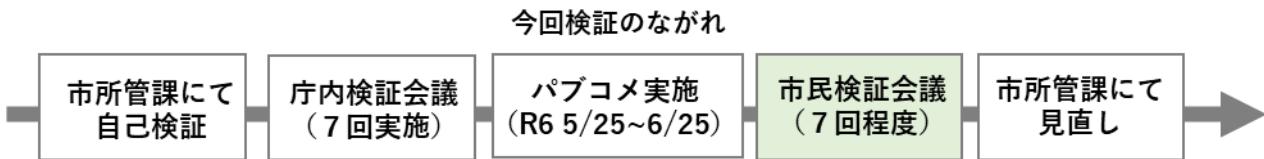
(3) 条例制定までの経過>平成 18 年 7 月検討開始～平成 22 年 4 月 1 日条例施行

| 検討主体 | 検討の主体・人数 | 検討内容等 |
|--------------------------------|-------------------------------|--|
| プロジェクトチーム会議 (13 回開催) | 市関係所管課の職員 10 名 | ・ 基本的な考え方 ・ 条例制定の背景と概要 ・ 条例に盛り込む課題の洗い出し等 |
| 条例検討委員会全体会議 (27 回開催) | 学識経験者、市民活動団体代表者、公募市民等 14 名 | ・ 条例の必要性 ・ 条例全体の枠組み ・ 自治の基本原則、市政運営の原則 |
| 条例検討委員会ワーキンググループ会議 (16 回開催) | 条例検討委員を 2 班 に分けて検討 | ・ 条例の位置づけ ・ 自治の主体、市政への市民参画、協働のまちづくり、情報の共有等 |
| 市民との意見交換会 (41 回開催) | 条例検討委員会と市民 | ・ 小中学校区ごとに意見交換 |
| 市議会での検討 | 市議会 | ・ 明石市議会のあるべき姿と明石市議会議員のあるべき姿の検討等 |
| 条例検討委員会から提言書の提出・提言書説明会 | 市・市議会 | ・ 提言書の提出及び説明 |
| 庁内検討会議 (10 回開催) | 市次長級職員 | ・ 条例素案の検討 等 |
| 条例検討委員会による職員研修会 | 市職員約 350 名 | ・ 条例の基本的な考え方(提言書)の全体像、考え方、総括等 |
| 条例検討委員会による市民フォーラム | 市民、市職員等 約 400 名 | ・ 検討委員会での検討経過報告 ・ 条例の基本的な考え方(中間まとめ)について意見交換 |
| 市議会各会派と意見交換 | 市、市議会 | ・ 条例の基本的な考え方について意見交換 |
| パブリックコメントの実施 | 市民 | ・ 条例素案に対する意見募集 |
| 市民団体と意見交換 | 市、市民 | ・ 条例の基本的な考え方について意見交換 |

2. 条例の検証について

条例第 38 条には、「条例の施行後、5 年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずること」また、「検証及び見直しを市民参画の下で行うこと」が定められています。

前回(第 1 回)検証(平成 29 年 3 月)から約 7 年が経過し、コロナ禍の制限が緩和された状況を踏まえ、令和 5 年度より下記のとおり、2 回目となる検証を実施しています。



<前回検証との比較>

| | 前回検証（第1回） | 今回検証（第2回） |
|------------------|---|---|
| 検証を行う者 (検証過程) | 所管課 庁内検証会議（3回実施） 市民検証会議（9回実施） | 所管課 庁内検証会議（7回実施） パブリックコメント 市民検証会議（7回程度実施予定） |
| 主な検証項目 | ① 制度の内容が社会情勢に適合しているか。 ② 条例の内容が市の現状にあっているか。 ③ 市の基本方針、取組の方向性が市政運営の原則として定める内容と適合しているか。 | 各制度の実施状況等を踏まえ、条例の制度、内容が ①社会情勢に適合しているか。 ②本市にふさわしいか。 ③市政運営の基本原則に適合しているか。 |
| 検証方法 | 記述評価 | ○△×による符号評価と記述評価 |

3. 市民検証会議について

市民検証会議は、学識経験者、各種団体からの代表者及び公募市民の7名で構成しています。会議では、これまでの検証過程での意見や各制度の取組み等を踏まえ、主に条例に規定された18制度について、①社会情勢に適合しているか、②本市にふさわしいか、③市政運営の基本原則に適合しているか等について○△×による符号評価をしていただくとともに、ご意見を頂戴いたします。

（1）各制度の資料

- ① 検証シート（制度の概略説明用資料・評価用資料）
- ② 補足資料（検証シートの詳細説明用資料・評価の根拠となる挙証資料）
- ③ その他参考資料（広報あかし、ハザードマップ、事務事業点検シート等の成果物）
- ④ 前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

（2）会議の進め方

- ① 上記資料を用いて、各制度の取組状況を説明（制度所管課）。
- ② 上記説明を参考に、質疑・意見交換。
- ③ ①②を踏まえて評価。
- ④ 検証結果を、「自治基本条例検証報告書（素案）」に隨時まとめる。

(3) 会議スケジュール

| 回 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 第1回（済） (R 6年9月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針 ・ 検証の進め方について 等 |
| 第2回（済） (R 6年11月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報制度（第21条） ・ 情報公開制度（第21条） ・ 個人情報保護制度（第22条） |
| 第3回 (R 7年1月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参画制度（第12・13・15条） ・ 協働のまちづくり制度（第16～20条） |
| 第4回 (R 7年3月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織制度（第31条） ・ 行政手続制度（第32条） ・ 法令遵守及び公益通報制度（第35条） ・ 政策法務制度（第28条） |
| 第5回 (R 7年5月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政運営制度（第27条） ・ 評価制度（第29条） ・ 行政改革制度（第30条） |
| 第6回 (R 7年7月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理制度（第36条） ・ 総合計画制度（第26条） ・ 行政連携制度（第37条） |
| 第7回 (R 7年9月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴制度（第23・33条） ・ 行政オンブズマン制度（第34条） ・ 住民投票制度（第14条） |
| 第8回 (R 7年11月) | その他、まとめ |